

**鳥取県告示第492号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の猟法の禁止を解除する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 猟法の禁止を解除する特定鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 猟法の禁止を解除する区域 鳥取県全域
- 3 猟法の禁止を解除する期間 平成22年8月10日から平成24年3月31日
- 4 禁止を解除する猟法の種類 くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものに限る。）を使用する方法